

運輸安全マネジメント

有限会社 再耕庵タクシー

平成29年度



運輸安全マネジメント

I 平成29年度 運輸安全マネジメントに関する取り組み

II 行政処分公表について

I 平成29年度運輸安全マネジメントに関する取り組み

- 1、輸送の安全に関する基本的な方針
- 2、輸送の安全に関する目標及びその達成状況
- 3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- 4、輸送の事故に関する組織体制及び指揮命令系統
- 5、輸送の安全に関する重点施策
- 6、輸送の安全に関する計画
- 7、事故・災害等に関する報告連絡体制
- 8、輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- 9、輸送の安全に関する内部監査結果・措置内容
- 10、輸送の安全に関する予算及び実績
- 11、安全統括管理者
- 12、行政処分等の公表について
- 13、安全管理規定

再耕庵タクシーでは、輸送の安全の確保が輸送業務最大の使命であるとの認識の下、プロドライバーとしての意識及び事故を絶対に起こさないという決意を全ての社員が持ち、社員の安全教育、意識改革、輸送の安全に関する法令遵守、基本動作の徹底及び事故防止体制の強化に取り組んでまいります。

私たちは、事業を通じて社会的責任を全うし、企業の更なる持続発展のため、『安全最優先』を行動の原点とし、社会及びお客様からの信頼を得ることを追求いたします。『感謝が私たちの真心の源。誇りと責任をもって行動し、信頼を勝ち取ります。』を平成29年度のスローガンとして、お客様に愛される地域貢献会社を目指します。又、全社員が輸送の安全の重要性を認識し、より一層安全快適確実な輸送の実現のため日々改善し、安全輸送の向上に取り組んでまいります。

有限会社 再耕庵タクシー
代表取締役 藤野 秀之

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、全社員に輸送の安全が最も重要であるとの認識を徹底させることをはじめとし、社内に於いて輸送の安全の確保について主導的な役割を果たします。
又、現場に於ける安全に関する全ての声に真摯に耳を傾け現場の状況を十分に踏まえ社会的責任を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定 (Plan) 実行 (Do) 点検 (Check) 改善 (Act) の PDCA サイクルを確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行する事により、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

(1) 平成 28 年度目標の達成状況

① 有責事故件数前年比 50%削減

有責事故件数前年比 50%削減として目標を設定し、事故防止対策を全社員にて取り組みました。

平成 27 年度有責事故件数 2 件。平成 28 年度は 3 件の有責事故が発生し、1 件増加。

人身事故怪我被害者が 3 名発生。

残念な結果になりました。運行管理、整備管理部署による事故傾向に対応した諸施策の実施及び提案、全乗務員を対象にした事故防止研修等を今年度も引き続き実施します。

事故の徹底究明を行い、有責事故の撲滅・目標達成に更なる努力を重ねてまいります。

② 健康起因による事故ゼロ

全社員に於いて健康起因による事故ゼロを目標として設定し達成は致しましたが、

更なる健康管理を行い、運行管理者の対面点呼等により乗務員、

全社員の心身チェックの徹底を図り、引き続き健康起因事故撲滅に努めます。

(2) 平成 29 年度の目標

① 有責事故件数前年比 50%削減

② 重大事故件数ゼロ

③ 健康起因による事故ゼロ

全社員が更なる安全意識の向上に努め、より一層お客様に安心して再耕庵タクシーを御利用いただく為、上記を平成 29 年度の目標とし、『安全安心運行』を徹底致します。

又、現状に満足することなく更なる安全を目指し、終わりの無い命題にむかい日々安全運転の提供に努めてまいります。

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故にあつては、昨年度はゼロであった。

第 2 条第 9 項に該当する健康起因による事故もゼロであった。

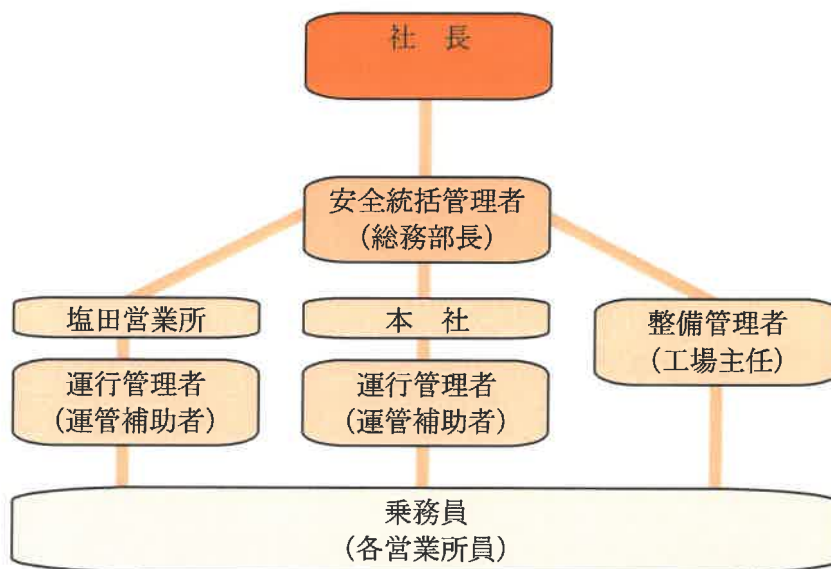
4、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- (1) 安全統括管理者（安全統括管理者不在の場合は各営業所の運行管理者）は、運行管理を統括します。
- (2) 運行管理者は、（運行管理者不在の場合は運行管理補助者）は安全統括管理者の指示により、運行管理業務全般について処理します。但し、重要な事項が発生した場合は、安全統括管理者の指示を得て処理するものとします。
- (3) 運行管理者は、統括運行管理者の指示により運行管理業務全般を担当し、運行管理補助者は、運行管理者の指示により、運行管理業務の一部を担当します。
- (4) 乗務員は乗務員サービス規定に従い運行管理者等の指示を遵守し、輸送の安全確保に努めなければなりません。

※輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については下記系統図を参照願います。

【輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統】

平成 25 年 4 月 1 日改訂



5、輸送の安全に関する重点施策

- (1) 全従業員の安全意識の向上
輸送の安全の確保が一番重要であるという認識を徹底し、関係法令及び安全管理規定・社内規定（マニュアル含む）に定められた事項を遵守致します。
- (2) 安全への投資
輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 内部監査と改善
輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または、予防措置を講じます。
※内部監査委員は再耕庵タクシー労働組合執行役員若干名へ委嘱。
- (4) 情報共有の体制づくり
輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に於いて必要な情報を伝達・共有を致します。
※情報連絡体制は上記“輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統”に準ずる。参照願います。
- (5) 教育・研修の計画の体系化
輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施致します。
- (6) 乗務員の健康管理の徹底
産業医等の積極的利用による健康管理の充実により、事故防止を図ります。
※年間2度の健康診断を実施致しております。受診無き者は乗務停止措置をとります。

6、輸送の安全に関する計画

※平成 28 年度の取り組み状況について

年間スローガンを『重大事故ゼロ！』『お客様に感謝の気持ちを伝えよう！』として、交通事故防止活動計画・接遇向上運動計画を策定し、各月毎、以下の項目について重点的に取り組みました。

- ① 4月 接遇の言葉の更なる徹底を実行し地域のお客様及び観光客の方々から愛される接客を実施する。
- ② 5月 お客様へ優しさと笑顔で清々しい車内環境を整えよう。
- ③ 6月 行先及び経路案内を確実にいき安心してご乗車いただけるよう実施する。
- ④ 7月 交差点・横断歩道通過時の徐行（アクセルペダルを一旦緩める）を徹底的に実行しよう。
- ⑤ 8月 夏休み 子どもの動向を注視し、自転車等の飛び出しに嚴重注意をしよう。
- ⑥ 9月 後方安全を確実にいき後退事故なきよう細心の注意を怠らない。後退自損事故ゼロへ。
- ⑦ 10月 お客様から『ありがとう』と言っていたことが当たり前になるような接客をしよう。
- ⑧ 11月 車両を離れるときは必ず施錠をするように。盗難と犯罪防止。
- ⑨ 12月 運行状況・道路状況を確接実に報告共有し、事故等の未然防止を徹底しましょう。
- ⑩ 1月 歩行者・自転車の側方はスピードを落として静かに間隔（1m以上）をあけて通過。
- ⑪ 2月 施設構内は徐行し停止停車するまで気を引き締め社内事故防止運転を行なおう。
- ⑫ 3月 ドア開閉時は目を離さず基本動作を確実にいき、お客様の安全を第一に考えましょう。

※平成 29 年度 輸送の安全に関する計画

年間スローガンを『重大事故ゼロ！（疾病起因含む）』『信頼の継続維持向上！』として、交通事故防止活動計画・接遇向上運動計画を策定し、各月毎、以下の項目について重点的に取り組みます。

（1）事故防止および接遇向上月間計画の設定（シンプルイズベスト）

- ① 4月 接遇の言葉の更なる徹底。
- ② 5月 お客様へ優しさと笑顔で接しよう。
- ③ 6月 行先及び経路案内を確実にいき。
- ④ 7月 交差点・横断歩道通過時の徐行。
- ⑤ 8月 夏休み 子どもの動向をに嚴重注意。
- ⑥ 9月 後退事故の注意。後退自損事故ゼロへ。
- ⑦ 10月 お客様から『ありがとう』を得る接客。
- ⑧ 11月 車両を離れるときは必ず施錠。
- ⑨ 12月 運行状況・道路状況を確接実に報告共有。
- ⑩ 1月 歩行者・自転車の側方はスピードを落とす。
- ⑪ 2月 施設構内は徐行し停止停車するまで気を引き締める。
- ⑫ 3月 ドア開閉時は目を離さず基本動作を確実にいき。

（2）運行管理の実施体制確立

- ①適切な勤務割りによる乗務員の配置
- ②車両点検整備及び運行前点検・中間点検・終業点検の確実な実施
- ③飲酒・酒気帯び運転、酒気帯び出勤の根絶（アルコールチェックの確実な実施・貸切宿泊時含む）
- ④明るく明瞭な点呼の徹底（運行・道路状況の報告・記載・乗務員への的確な指示）
- ⑤事故災害発生時等における連絡通報の迅速対応

（3）事故防止強化日の設定

- ①毎月 1日・20日 事故0（ゼロ）の日
全社員交通安全リボンの着用
点呼時のアルコールチェック強化と指示事項の確実な伝達
- ②全国交通安全運動（春4月・秋9月） 期間中、乗務員への運動期間重点項目の周知徹底
全社員交通安全リボンの携行装着
点呼時のアルコールチェック強化と指示事項の確実な伝達

（4）指導訓練及び事故防止対策の充実

- ①安全最優先・関係法令等遵守の意識徹底
社長・安全統括管理者の巡視をはじめとする職場意識高揚に加え、社内での教習や会議等で継続的な啓蒙と検証を行い、安全が何よりも優先する事、それに関する法令を遵守することを説き、安全第一の社風造りに努めます。

②教育研修の充実

社内教育体制の再整備、外部講師等を活用した新たな教育プログラムにより、営業所の運行管理者・運行管理補助者及び乗務員の質的向上・スキルアップを図ります。

③日常業務に関する指導・監督の強化

管理者による立会い点呼、運行管理者による指導、有責事故者研修、重点指導対象者への特別指導等により、事故の無い安全な運行に努めます。

④情報の伝達・情報の共有化の強化

本社及び営業所における安全輸送を推進するための各種会議の機能強化を図るとともに、当社の事故事例をもとにした原因究明・防止策について検討し、再発防止に努めていきます。
管理者ミーティングを実施し、運転や接客に関わる事故予防、現場での意見を共有する活動を推進いたします。(塩田営業所と合同開催)

⑤安全教育・安全設備の充実

急発進・急制動の防止を図り、事故の危険因子を事前に排除していきます。
併せてアイドリングストップを積極的に実践することで燃費の向上を目指していきます。
乗務員のNASVA適性診断・適齢診断の診断結果の活用により運行管理面や安全意識の向上について指導助言を行います。
又、新ドライブレコーダーの活用、安全性向上のための設備・装備の充実に取り組んでまいります。

⑥安全管理体制の強化

社員全体が関係法令遵守の重要性を共通認識として取り組んでまいります。
運行管理担当者による帳票類の精査を実施し、記録の適性管理に努めてまいります。
また、乗務員が心身健康な状態で乗務する為の方策として保健師による職場巡回面談を実施し、健康相談の充実を図ります。
定期健康診断(全社員年一回、深夜勤務乗務員は年二回)及びその診断に基づいた追跡調査の継続と産業医保健士の指導を活用し、健康起因事故の防止を図ります。

7、事故・災害等に関する報告連絡体制

※事故・災害等に関する報告連絡体制は、
3ページ“輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統”に準ずる。参照願います。

8、輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 平成28年度 輸送の安全に関する取り組み実績
※平成28年度 輸送の安全に関する教育及び研修の実績については、別紙①参照願います。
- (2) 平成29年度 輸送の安全に関する取り組み計画
※平成29年度 輸送の安全に関する教育及び研修計画については、別紙②参照願います。

9、輸送の安全に関する内部監査結果・措置内容

運輸安全マネジメントの実施状況等をチェックする為、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。又、重要な事故、災害等が発生した場合、又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する

- (1) 監査目的・・・有限会社 再耕庵タクシーは、輸送の安全に係る監査及び改善に関する規定に基づき輸送の安全性の向上を図ることを目的とした内部監査を実施し、安全管理体制の「適合性」と「有効性」を検証しました。
- (2) 実施日・・・平成28年4月25日・26日(本社)27日・28日(塩田)
- (3) 対象・・・本社営業所・塩田営業所・各車庫(待機場)及び安全統括管理者(総務部長)

- (4) 実施内容・・・必要書類の保存・整理・記録状況・点呼の実施状況・安全に関する目的設定及び達成状況等について適正に管理・実施がされているかを確認しました。
また、運行管理者に対し、輸送の安全に関する重点施策等の従業員への浸透状況についても確認しました。
安全統括管理者に対しては、安全は全てに優先するという原則を徹底させるためにはどのような方法で、また内容で意識付けを行い、指示するか等を確認しました。
- (5) 監査結果・・・特に大きな指摘事項は無く、概ね適正であることを確認し、一部に於いて整備すべき箇所書類があったところについては、指摘及び改善・是正の指示をしました。
また、事故防止に向けた取り組みを運行管理者が中心となり各営業所共、積極的に行うこと、運行管理者と乗務員との間のコミュニケーションを日頃から整え、営業所員への安全意識を向上させるため確実な対面点呼を実施することの指示徹底を図りました。

10、輸送の安全に関する予算及び実績

※平成 28 年度 輸送の安全に関する実績

- (1) 平成 28 年度 乗務員無事故表彰
社内規定により、乗務員の無事故表彰を行う。
- (2) 年間 2 回の健康診断を受診させ、健康に起因する事故を防ぐ。

※平成 29 年度 輸送の安全に関する予算

- (1) 平成 29 年度 乗務員無事故表彰
社内規定により、乗務員の無事故表彰を引き続き行う予定である。
- (2) 年間 2 回の健康診断を受診させ、健康に起因する事故を防ぐ。

11、安全統括管理者

執行役員 総務部長 中村 雄二

12、安全管理規定

※ 安全管理規定については、[別紙③](#)参照願います。

II 平成 28 年度 行政処分等の公表について

行政処分等の公表について

平成 28 年度中に行われた九州運輸局関連の監査はありませんでした。

1. 行政処分の内容

なし

2. 当該処分に基づき講じた改善策

なし

引き続き、輸送の安全に関する様々な施策等々を駆使実施して、安全運行を行います。

平成28年度 指導教育年間計画

別紙①

会社名 有限会社 再耕庵タクシー

| 月 | 行事等 | 指導教育内容※ | 実施予定日及び実施済記録 | 参照別紙 |
|----|---|---------------------------------------|--------------------|------|
| 4 | 春の全国交通安全運動 4月6日～15日まで | 事業用自動車を運転する場合の心構え | 予定 4月上旬(PM) | 4月① |
| | | | 実施 4月7日(金)15:30～ | |
| 5 | | 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 | 予定 5月下旬(PM) | 5月② |
| | | | 実施 5月26日(木)16:00～ | |
| 6 | | 事業用自動車の構造上の特性 | 予定 6月下旬(PM) | 6月③ |
| | | | 実施 6月28日(火)15:00～ | |
| 7 | 夏の交通安全県民運動 全国安全週間 7月11日～20日まで | 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 | 予定 7月上旬(PM) | 7月④ |
| | | | 実施 7月6日(水)16:00～ | |
| 8 | | 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 | 予定 8月下旬(PM) | 8月⑤ |
| | | | 実施 8月30日(火)17:00～ | |
| 9 | 秋の全国交通安全運動 9月21日～30日 | 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 | 予定 9月中旬(PM) | 9月⑥ |
| | | | 実施 9月14日(水)15:00～ | |
| 10 | 全国労働衛生週間 10月1日～7日 | 危険の予測及び回避 | 予定 10月上旬(PM) | 10月⑦ |
| | | | 実施 10月5日(水)15:00～ | |
| 11 | | 運転者の運転適性に応じた安全運転 | 予定 11月下旬(PM) | 11月⑧ |
| | | | 実施 11月24日(木)16:00～ | |
| 12 | 年末年始の安全輸送総点検 12月10日～ | 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 | 予定 12月上旬(PM) | 12月⑨ |
| | | | 実施 12月5日(月)16:00～ | |
| 1 | 年末年始の安全輸送総点検 1月10日まで | 健康管理の重要性 | 予定 1月上旬(PM) | 1月⑩ |
| | | | 実施 1月10日(火)16:30～ | |
| 2 | ★運行管理者一般講習用テキスト(第11版)2014より P119～P135を用い指導教育を実施 今、ドライバーに必須のアルコール教育 | | 予定 2月下旬(PM) | 2月⑪ |
| | | | 実施 2月25日(土)17:00～ | |
| 3 | ★運行管理者一般講習用テキスト(第11版)2014より P102～P115を用い指導教育を実施 健康管理に関する事故防止対策 | | 予定 3月中旬(PM) | 3月⑫ |
| | | | 実施 3月20日(月)16:00～ | |
| 備考 | 全従業員に対する運輸安全マネジメントに関する事項(今年度事業計画(Do, Check, Action)の検証と次年度計画(Plan)の策定他。 | | 適宜 | |

※指導教育内容の4月～1月記載分は、平成13年12月3日国土交通省告示第1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく教育指導内容(必須)である。
具体的な内容は、同指針及び自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル参照

保存(3年間)

平成29年度 指導教育年間計画

別紙②

会 社 名 有限会社 再耕庵タクシー

| 月 | 行 事 等 | 指導教育内容※ | 実施予定日及び実施済記録 | 参照別紙 |
|----|---|--|-------------------|------|
| 4 | 春の全国交通安全運動 4月6日～15日まで | 事業用自動車を運転する場合の心構え | 予定 4月上旬(PM) | 4月① |
| | | | 実施 4月4日(火)15:00～ | |
| 5 | | 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 | 予定 5月下旬(PM) | 5月② |
| | | | 実施 5月26日(金)15:00～ | |
| 6 | | 事業用自動車の構造上の特性 | 予定 6月下旬(PM) | 6月③ |
| | | | 実施 6月21日(水)15:00～ | |
| 7 | 夏の交通安全県民運動 全国安全週間 7月11日～20日まで | 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項 | 予定 7月上旬(PM) | 7月④ |
| | | | 実施 7月8日(土)15:00～ | |
| 8 | | 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 | 予定 8月下旬(PM) | 8月⑤ |
| | | | 実施 8月25日(金)15:00～ | |
| 9 | 秋の全国交通安全運動 9月21日～30日 | 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況 | 予定 9月中旬(PM) | 9月⑥ |
| | | | 実施 | |
| 10 | 全国労働衛生週間 10月1日～7日 | 危険の予測及び回避 | 予定 10月上旬(PM) | 10月⑦ |
| | | | 実施 | |
| 11 | | 運転者の運転適性に応じた安全運転 | 予定 11月下旬(PM) | 11月⑧ |
| | | | 実施 | |
| 12 | 年末年始の安全輸送総点検 12月10日～ | 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 | 予定 12月上旬(PM) | 12月⑨ |
| | | | 実施 | |
| 1 | 年末年始の安全輸送総点検 1月10日まで | 健康管理の重要性 | 予定 1月上旬(PM) | 1月⑩ |
| | | | 実施 | |
| 2 | | 酒酔い・酒気帯び・薬物使用運転の防止、最高速度違反防止、非常信号用具の使用方法等 | 予定 2月下旬(PM) | 2月⑪ |
| | | | 実施 | |
| 3 | | 事故防止対策・ヒヤリハット情報の共有、テロ対策、1年のまとめ | 予定 3月中旬(PM) | 3月⑫ |
| | | | 実施 | |
| 備考 | 全従業員に対する運輸安全マネジメントに関する事項(今年度事業計画(Do, Check, Action)の検証と次年度計画(Plan)の策定他。 | | 適宜実施 | |

※指導教育内容の4月～1月記載分は、平成13年12月3日国土交通省告示第1676号「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく教育指導内容(必須)である。

具体的な内容は、同指針及び自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル参照

本計画は、年間教育計画の例。各社において継続的・計画的に実施するために加筆等を行うこと。

保存(3年間)

安全管理規定

再耕庵タクシー安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条

この規程（以下「本規程」という。）は、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条

本規程は、当社の一般乗用旅客運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条

- 1 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 1 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 2 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 3 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 5 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 6 全社員一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条

前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条

- 1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条

- 1 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
 - 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、営業所及び各部署を統括し、指導監督を行う。
- 3 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。(上記組織図は、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統に準ずる。)

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条

- 1 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条

経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条

- 1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
(上記報告連絡体制は、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統に準ずる。)
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条

第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条

- 1 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条

- 1 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条

- 1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の内容、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

付則 本規定は平成24年4月1日から改訂実施する。